

勞務第一九五三號

昭和八年七月二十一日

警視總監 藤沼庄平

内務大臣 山本達雄 殿

労働局長 官 殿

常務理事

労働課長

事務主任

労働社大日本護謨工業所労働争議ニ関スル件

(第一報ニ當リ)

要旨

本所于西曆五月廿九日附為何等困難なる事あり之類中彼等及外在之事情より争議不
又、労働局長官の調査員は本所を同労働争議に干渉し、労働争議中

標記五場之労働争議發生也、其ノ狀況左記ノ通

記

一、發生ノ場所

美川區南千住町三ノ二一番地

8. 7. 26
5041